

お問い合わせは安八町役場 ☎64・3111

税務課
(☎64・7102【直通】)

**軽自動車税減免
申請のお知らせ**

身体障害者手帳や戦傷病者手帳等の交付を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることができます。「左表参照」ただし、身体障がい者が取得・所有する軽自動車で身体障がい者及び身体障がい者と生活をともにする方が運転する場合でなければなりません。

<減免を受けられる方の範囲>

障がい区分	当該軽自動車の運転者	
	本人	同一生計者
視覚	4級以上	同 左
聴覚	2・3級	同 左
平衡機能	3級	同 左
音声機能	3級※1	—
上肢不自由	3級以上	2級以上
下肢不自由	6級以上	3級以上
脳原性	上肢機能	3級以上
	移動機能	6級以上
体幹不自由	1・2・3・5級	3級以上
心臓等※2	1・3級	同 左
肝臓機能	3級以上	同 左
知的障がい	—	A・A1・A2
精神障がい※3	—	1級

※1 喉頭摘出による音声機能障がいの場合にのみ限ります。
 ※2 心臓・腎臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸の機能
 ※3 自立支援医療費受給者証の交付を受けている方に限ります。

◆申請期限 3月24日(月)
 ◆申請場所 税務課
 ◆持ち物
 印鑑・運転免許証・自動車検査証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳

◆縦覧に必要なもの
 ○身分証明書
 ○代理人による縦覧の場合は委任状(法人の場合は委任状に代表者印を押印)

**固定資産税の
縦覧について**

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。
 縦覧期間中に資産を確認していただき、価格など不明な点について異議申し立てや問い合わせができません。
 ◆縦覧期間
 4月1日(火)～4月30日(水)
 ※土・日・祝日を除く
 ◆縦覧場所 税務課
 ◆縦覧できる方
 固定資産税納税者
 または、その代理人

**納税・申告は
3月17日(月)までに**

◆所得税・贈与税の申告期限と納期限
 3月17日(月)
 ※青色申告説明コーナー
 3月3日(月)・4日(火) 午後1時～4時
 3月5日(水)・6日(木) 午前9時～正午
 ◆個人事業所の消費税の申告期限と納期限
 3月31日(月)

**岐阜県身体障害者更生相談所
見直しについて**

平成26年4月1日からペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する身体障害者手帳の認定基準が変わります。
 平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準が適用されます。ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。

見直しの概要

◎ペースメーカー等を
 入れた方(心臓機能障害)
 ・一律に1級と認定されていますが、心臓機能を維持するためのペースメーカー

等への依存度、日常生活活動の制限の程度を勘案して、1級、3級又は4級の認定を行います
 ・3年以内に再認定を行います。

◎人工関節等を置換された方(肢体不自由)
 ・一律、股・膝関節4級、足関節5級としていましたが、人工関節等の置換術後の障がいの状態(関節可動域等)を評価して認定します。
 ・股関節・膝関節については、4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定を行います。
 ・足関節については、5級、6級7級、非該当のいずれかに認定を行います。

問い合わせ先

岐阜県身体障害者更生相談所
 ☎058・231・9715

**教育委員会学校教育課
学校安全サポーターを
募集します**

平成26年4月から採用の学校安全サポーターを募集します。
 ◆募集人員 3人
 ◆名森・牧・結小学校に各1人
 ◆勤務時間
 小学校登下校日における
 午前7時～9時
 午後2時30分～4時30分
 ※半日勤務を希望の場合は応相談
 ◆業務内容
 登下校時の安全指導、来校者の確認、不審者の通報等
 ◆提出書類 履歴書
 ◆面接日等は後日連絡します。
 ◆提出期限 3月20日(木)
 ◆問い合わせ・提出先
 教育委員会 学校教育課
 ☎64・4342(直通)

